第2章

気候関連支出から生じる無形資産の認識等
IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の概要

有限責任 あずさ監査法人
井口 崇

【この章のエッセンス】

- IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定により、会計方針の変更が必要となる場合があるため、アジェンダ決定の内容を理解し、その影響を評価する必要がある。
- 2025年1月以降に公表されたアジェンダ決定には、これまでの実務に変更をもたらすような説明的資料が含まれたものはなく、一般的には実務上の影響は限定的であると考えられる。

IFRS解釈指針委員会(以下、「委員会」という)は国際会計基準審議会(IASB)の関連団体であり、利害関係者からのIFRS®会計基準に関する検討依頼や質問を分析し、基準書の改訂や解釈指針の開発が必要と考えられるか否かの審議を行っている。

この審議のなかで基準書の改訂や解釈指針の開発が不要と判断された論点(アジェンダとして却下された論点)については、「アジェンダ決定」が発行される。アジェンダ決定には、現行の基準書に十分なガイダンスが示されている等、却下された理由とともに、現行の基準書に基づく考え方が示されることから、企業がIFRS会計基準をアジェンダ決定とは異なる方法で適用している場合には、会計方針の変更が必要となる可能性がある。アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると企業が判断する場合には、適時に適用することが求められる。一方で、会計方針の変更を適用するための十分な時間が企業に与えられるとされている。企業が置かれている事実と状況によっては、より多くの時間を要するために、アジェンダ決定の公表直後の財務報告からではなく、その翌期から会計方針の変更を適用することなども考えられる。そうした場合、「公表されているが未発効の新しいIFRS会計基準を適用していない場合」に準じたIAS8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく開示についても検討の対象となる。

2025年1月以降に発行されたアジェンダ決定は、図表のとおりである。なお、本稿の記載は2025年11月中旬時点の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

これらのアジェンダ決定はいずれも一般的には実務上の影響は限定的であると考えられる。このため、本章では、2024年4月のアジェンダ決定「気候関連コミットメント(IAS37号)」(以下、「2024年4月アジェンダ決定」という)に関連する「気候関連支出から生じる無形資産の認識」と将来のIFRS会計基準の基準設定動向に関連する可能性があると筆者が考えた「超インフレ経済の指標の評価」を紹介している。本章で紹介していないアジェンダ決定も含めて、実務への影響の有無については個別の企業の具体的な事実と状況に当てはめた検討が必要であることに留意いただきたい。

気候関連支出から生じる無形資産の認識(IAS38号「無形資産」)

企業による気候関連コミットメントの表明が引当金の認識につながるかについて検討が行われた前述の2024年4月アジェンダ決定に関